

令和4年3月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 1 号 令和 4 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 4 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 4 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 4 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 9 号 令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 10 号 令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 11 号 令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 令和 3 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 令和 3 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 射水市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 17 号 射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について
- 議案第 18 号 射水市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 議案第 19 号 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第 21 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 射水市消防団条例の一部改正について
- 議案第 23 号 射水市大島エントランス広場条例の廃止について
- 議案第 24 号 指定管理者の指定について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 14 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 21 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 25 条を第 27 条とし、第 24 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 25 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 15 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年射水市条例第 45 号）

の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

看護職員処遇改善手当	射水市民病院において、看護師、准看護師又はこれらに準ずると市長が認める職員	月額 4,000 円以内
保育士等処遇改善手当	射水市立保育園、射水市立幼稚園又は射水市立認定こども園に勤務する職員	月額 9,000 円以内

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 16 号

射水市個人情報保護条例の一部改正について

射水市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市個人情報保護条例の一部を改正する条例

射水市個人情報保護条例(平成 17 年射水市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 2 項第 5 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例

射水市在宅福祉介護手当支給条例（平成 17 年射水市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「在宅の要介護 4 又は 5 の者の」を削り、「在宅福祉介護手当」の次に「（以下「介護手当」という。）」を加える。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 被介護者 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住している在宅の者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する要介護 4 又は同項第 5 号に規定する要介護 5 に該当するものとして、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 7 項の規定による要介護認定の通知を受けたものをいう。

第 2 条第 2 号中「要介護 4 又は 5 の者」を「被介護者」に改める。

第 3 条中「月額 2,500 円」を「被介護者 1 人につき月額 5,000 円」に改める。

第4条第1項中「介護手当を支給すべき事由が消滅した日」を「受給資格を喪失した日」に改める。

第6条を次のように改める。

(受給資格喪失の届出)

第6条 前条の認定を受けた介護者(以下「受給者」という。)は、被介護者が第2条第1号に該当しなくなり、又は受給者が第2条第2号に該当しなくなり、当該受給資格を喪失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の射水市在宅福祉介護手当支給条例第3条の規定は、令和4年10月1日以後の介護手当の支給について適用し、同日前の介護手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 18 号

射水市国民健康保険税条例等の一部改正について

射水市国民健康保険税条例等の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(射水市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 射水市国民健康保険税条例(平成 17 年射水市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3

月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,600 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,000 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9,600 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 万 2,000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,470 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,450 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,920 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,900 円

第 21 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第

3号において同じ。)」の次に「及び」を加える。

附則第9項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同条第1項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第10項及び第11項中「第23条」を「第21条第1項」に改める。

附則第12項、第13項及び第15項から第20項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

(射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和3年射水市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第21条第1号」を「第21条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中射水市国民健康保険税条例第5条第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第9項から第13項まで及び第15項から第20項までの改正規定、第2条の規定並びに附則第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定及び第2条の規定に限る。)

による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(保険税の課税額の算定に関する経過措置)

- 3 令和4年度分の保険税の課税額の算定の際、この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例第21条第2項第2号中「1,470円」とあるのは「1,230円」と、「2,450円」とあるのは「2,050円」と、「3,920円」とあるのは「3,280円」と、「4,900円」とあるのは「4,100」とする。

議案第 19 号

射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

射水市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市子ども医療費助成に関する条例(平成 17 年射水市条例第 140 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項中「乳児、幼児及び児童」を「15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改め、同条中第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項から第 10 項までを 3 項ずつ繰り上げる。

第 5 条 第 1 項中「乳児」を「子ども」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 20 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ
いて

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正す
る。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正す
る条例

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成 17 年射水市条例第 1
43 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「施行令」の次に「(第 6 条の 7 を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市ひとり親
家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

議案第 2 1 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年射水市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の 1 の項を次のように改める。

1 市長	射水市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する事務	住民票関係情報
------	-------------------------------------	---------

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

射水市消防団条例の一部改正について

射水市消防団条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市消防団条例の一部を改正する条例

射水市消防団条例(平成 17 年射水市条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(休 団)

第 5 条の 2 長期間職務に従事することができない消防団員は、任命権者の承認を受け、3 年を超えない範囲内で消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。

2 休団をしている消防団員は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休団をしている期間については、報酬及び費用弁償を支給しない。

4 休団をしている消防団員は、職務に復帰しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

第 6 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「ときは、」を「とき又は定員の改廃若しくは予算の減少により過員を生じたときは、これを降任し、又は」

に改め、同条第2項第1号中「前条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が職務の遂行に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第9条本文中「服務」を「、職務に従事」に改め、同条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に、「、指定するところに従い、直ちに、出勤し、服務」を「指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事」に改める。

第10条、第11条及び第12条第4号中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第14条の表出勤手当の項支給対象者の欄中「災害現場、警戒又は訓練に出勤し、その業務」を「職務」に改め、同表団員加入促進手当の項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

種類	区分		支給額
職務報酬	基本団員	団長	年額 100,000 円
		副団長(方面団長)	年額 84,000 円
		方面副団長	年額 72,000 円
		分団長	年額 52,500 円
		副分団長	年額 43,000 円
		部長	年額 38,000 円

		班長	年額	37,000 円
		団員	年額	36,500 円
	機能別団員	団員	年額	18,500 円
出勤報酬	災害(火災・風水害等)		1日につき	8,000 円
			半日につき	4,000 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

射水市大島エントランス広場条例の廃止について

射水市大島エントランス広場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大島エントランス広場条例を廃止する条例

射水市大島エントランス広場条例（平成 17 年射水市条例第 129 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会
堀岡コミュニティセンター	堀岡地域振興会
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会
中太閤山コミュニティセンター	中太閤山まちづくり地域振興会
大門コミュニティセンター	大門地域振興会

- 2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志